明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業四）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五五

告示

○総務省・経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十四日

総務大臣　原口　一博
経済産業大臣　直嶋　正行

第三号中「五番地の十五まで」を「五番地の十七まで」に改め、「三百二番地の三」の下に「、三百四番地」を加え、「、九番地の七」を「、九番地の七から九番地の九まで」に改め、「入江町七番地の一」の下に「及び七番地の二」を加え、第十一号中「一番地の百六」の下に「、一番地の百八、一番地の百九」を加え、第十二号(1)中「三百十二番地の十まで」を「三百十二番地の十四まで」に、「及び二百四十七番地の七十六」を「、二百四十七番地の七十六及び二百四十七番地の二百十九」に改め、「、二十番地の七」の下に「、二十番地の十一」を加え、同号(3)中「一番地の一、一番地の二、十三番地の十二、二十八番地、二十九番地」を「二十九番地」に、「、三十三番地の一、三十八番地の二及び三十八番地の三」を「及び三十三番地の一」に、「五十番地の二、五十番地の七、五十番地の十一、五十三番地の一、五十三番地の三、五十四番地の一、五十四番地の二、五十五番地の一、五十五番地の三、五十七番地の三、六十番地から六十二番地まで、六十三番地の一、六十三番地の二、六十四番地、六十五番地、六十七番地から七十番地まで、七十一番地の一、七十一番地の二、七十二番地、七十三番地の七」を「八十八番地の二」に、「五番地の一、三十一番地の一」を「三十一番地の一」に、「、三十一番地の四」を「及び三十一番地の四」に、「三十五番地の一、三十八番地の二、塩田前四十八番地及び五十九番地、寺田一番地の五、十番地、二十番地の二、二十二番地の二、四十二番地の二から四十二番地の四まで、四十二番地の十一、五十四番地の二、五十六番地の一、五十七番地の二、五十七番地の三、七十五番地及び七十七番地の一並びに蕪木二十九番地の三及び四十番地」を「天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九、一番地の五十、六番地の一及び六番地の二」に改め、「並びに高海島十二番地の一、及び十二番地の十四の区域」を削り、同号(4)中「一番地の四」を「一番地の一、一番地の四」に改め、「一番地の六」の下に「、一番地の十一から一番地の十三まで」の下に「、二番地の一、二番地の二、二番地の四」を、「二番地の五」の下に「、三番地の一」を加え、「二十七番地まで、三十九番地から四十二番地まで」を「三十番地まで、三十一番地の一、三十一番地の二、三十二番地の一、三十二番地の二、三十三番地の一から三十三番地の三まで、三十四番地の一、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地の一、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の一、四十一番地の一、四十一番地の二、四十二番地の一、六十四番地の一、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の一、六十五番地の二及び六十六番地の一から六十六番地の三まで」に改め、第十五号イを次のように改める。

イ　千葉県千葉市の次の区域

(1)　美浜区新港四番九、四番十一、二百三十番から二百三十四番まで、二百三十五番一及び二百三十五番二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2)　中央区川崎町一番十八、一番二十八、二番一から二番五まで、二番十、三番一、三番四、四番一、四番六、四番七、四番九、五番一から五番三まで、六番一、六番三、六番四、七番一、七番二、七番二十二、七番二十三、八番七、八番十四、八番十七、八番二十、十番一から十番八まで、十番十二、十一番、十二番一、十二番二、十三番、十四番一、十四番二、十五番から二十一番まで、五十七番一から五十七番七まで、五十八番一から五十八番三まで、五十九番一から五十九番四まで、六十一番一（市道川崎町四号線と市道川崎町南北線との交差点より南側の区域）、六十三番一から六十三番三まで、六十六番一及び七十一番の区域